

災害時の歯科保健医療活動にかかるガイドラインについて



今後の具体的な進め方について(案)

- 大阪府域において、災害時に必要な歯科医療提供体制を構築できるよう、発災時における初動体制、関係機関(行政、関係団体、大学、病院歯科等)との連携体制等に関する検討を行ってはどうか。
- 懇話会での検討結果を踏まえ、具体的な初動体制等を示したガイドライン素案を作成し、訓練を実施してはどうか。
- 訓練等の結果を踏まえ、関係機関における課題等を整理し、次年度以降は、ガイドラインの改定等、PDCAサイクルに基づく取組みを進めてはどうか。

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
懇話会		
	R6振り返り 論点整理	ガイドライン案の検討 連携体制等の検討 訓練案の検討
訓練・研修	災害歯科研修会	117訓練 (初動体制の確認等)
その他		
	中間とりまとめ (素案の完成)	ガイドライン素案の改定等 PDCAサイクルに基づく取組み

前回までの懇話会における主なご意見

ガイドラインの内容について

- (第3回)
- 大阪府のガイドラインとして、府の表現を使わざるを得ないと思うが、他の関係者にもわかるよう記載に工夫が必要。
 - 都道府県のガイドラインとして、関係団体、病院、大学等の役割まで記載できているものは少ない。そこまで組み込めれば画期的ないいガイドラインになる。
 - 関係機関との連携については、発災時の連絡の体制を整理することが、一歩目ではないか。
 - フェーズごとに何をやるかを今年度に整理した上で、各機関との整合性は来年度に議論してはどうか。
 - 完成したガイドラインを作ろうと思うといつまでもできない。現時点での各関係団体ができることを集めて、ガイドラインを作成し、できることが増えればその都度、改定し反映していけばよい。
- (第4回)
- 骨子の項目建てとしては、ここから始めてよいのではないか
 - 市町村や郡市区歯科医師会の立場から見てもわかりやすいように、連携図やフェーズごとの表の記載等を工夫できるかどうか、今後検討してはどうか。
 - DHEATは総合調整を担うチームであるため、現場で活動するチームと並列に記載するかどうか、国の通知も踏まえて、再検討した方がよい。

前回までの懇話会における主なご意見

関係機関との連携等について

- (第3回)
- 大学の役割について、災害が起こったときにどういう形で連携ができるか、この会議だけでなく大学の中でしっかり協議をしていただく必要がある。
 - 大学、病院歯科では、発災直後の外傷患者への対応と、後送先として避難所、歯科救護所からの患者を受け入れることができるかどうかという連携が、具体的に考えられれば、より安心。
 - 府内の災害拠点病院にはほとんど歯科口腔外科があるが、発災して1週間程度はDMATの指示に従って動いており歯科が院外で活動することは難しい。
 - 病院歯科では、マンパワー、診療台が少ない。医科歯科連携を主な役割とし、透析患者や重症患者を優先して診ることになる。健常者は大学病院で引き受けてもらう必要があるのではないか。歯科診療所も、どこまで稼働するか歯科医師会で把握して、動けるところはどんどん診療いただきたい。
 - 防災の延長が支援であって、まずは全ての拠点が通常通り動いていればそこにさえ行けば医療が受けられるということが基本ではないか。
 - 歯科衛生士会が発災時、初動でできることは会員の安否確認。そのための連絡網、連絡系統を平時に備えること。連携図の中に、大阪府歯科衛生士会、大阪府歯科技工士会も入れてガイドラインを作っていただけるとよい。
 - 大阪府歯科技工士会の会員はほぼ8割方が「一人歯科技工所」のため、どこまで協力できるか、会で検討していかないといけない。
 - 衛星電話以外にも、スマートフォンからスターリンク衛星に通信できるサービスも始まっており、非常時の通信手段として選択肢になり得る。

前回までの懇話会における主なご意見

関係機関との連携等について

(第4回)

- 大学内での連携体制についても、歯学部内で引き続き検討していきたい。
- 避難所・救護所で対応ができない、地域の歯科診療所もまだ機能していないという場合に、病院歯科や大学附属病院で患者を受け入れてもらえる体制があることが重要。
- 過去の災害対応では、大学、口腔保健センター、歯科医師会等の各チームがそれぞれ1週間ずつ派遣し、引継ぎしながら支援していくような事例があった。
- 歯科診療所の機能が回復するには、歯科技工所の復旧も必要。
地域の歯科技工士会が歯科技工所の状況を把握し、早く復旧できるよう支援できるとよい。

大阪府におけるガイドラインの策定について(概要)

骨子

- はじめに
ガイドラインの目的、位置づけ
これまでの経緯、連携体制
用語説明
- 各フェーズの歯科保健医療活動
フェーズごとの想定される状況、主な対応
災害時における主な歯科保健医療活動
- 受援体制
受援に関する考え方
必要な人的資源、物的資源の把握と検討
コーディネーターの配置
関係団体等との連携
- 平時における災害時歯科保健医療体制の整備
マニュアル、指針、BCP(事業継続計画)等の整備
関係団体等との連携
訓練等の実施
災害時の歯科保健医療に関する普及啓発
- その他(資料等)
関係機関連絡先、関連情報リンク等

骨子案からの変更点

「歯科保健に関する普及啓発」
⇒ 「歯科保健医療に関する普及啓発」

素案(資料2-2)に加筆修正

法令等

- ◆災害対策基本法（第40条 都道府県地域防災計画）
- ◆大阪府地域防災計画（災害応急対策第3章 第2節）
 - ・保健医療活動の総合調整を行うため、災害対策本部の下に保健医療調整本部（本部長：健康医療部長）を設置する。

厚労省通知

- 【R7.3.31】大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の強化について
- ・令和3年度厚生労働科学研究の「災害発生時の分野横断的かつ長期的ケアマネジメント体制構築に資する研究」において、保健医療のみでは福祉分野の対応ができず、保健・医療・福祉の連携が重要とされたこと等を踏まえ、**各都道府県においては**大規模災害時の保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動の総合調整を行う保健医療福祉調整本部を設置。
 - ・なお、当該保健医療福祉調整本部の設置については、当該保健医療福祉調整本部の設置に代えて、既存の組織等に当該保健医療福祉調整本部の機能を持たせても差し支えないこと。

大阪府保健医療調整本部設置要綱

- ◆「大阪府保健医療調整本部設置要綱」を策定（H30.4.1）
- ◆府災害対策本部が設置された場合、府内の保健医療活動の総合調整を行う必要があると認めるとき、保健医療調整本部を設置する。（府域内で震度6弱以上は自動）

大阪府保健医療調整本部活動ガイドライン

- ◆上記要綱に基づき、調整本部の体制、役割及び基本的な保健医療活動の手順などを定める。
- ◆保健医療活動を実施するにあたって必要となる**個別の対応マニュアル等は別に定める**。
- ◆福祉分野に関する対応については、大阪府福祉調整本部と連携しながら必要な活動を行うものとする。

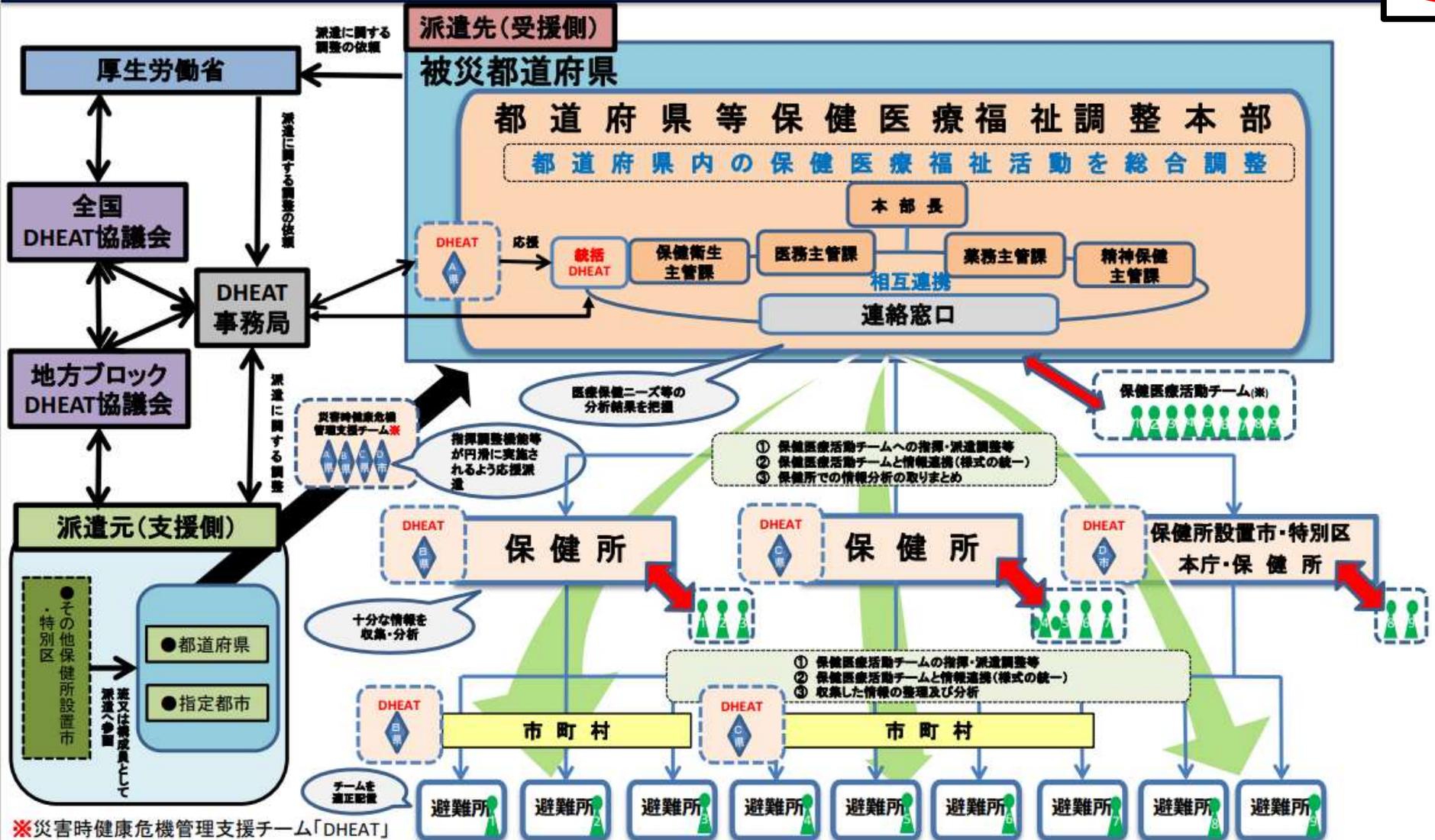
個別の対応マニュアル

- ◆大阪府保健所災害対策マニュアル、大阪府災害時医療救護活動マニュアル、大阪D P A T活動マニュアル、大阪府水道災害調整本部活動マニュアル

「災害時の歯科保健医療活動にかかるガイドライン」を新たに策定

(別添1) 災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の活動の枠組み

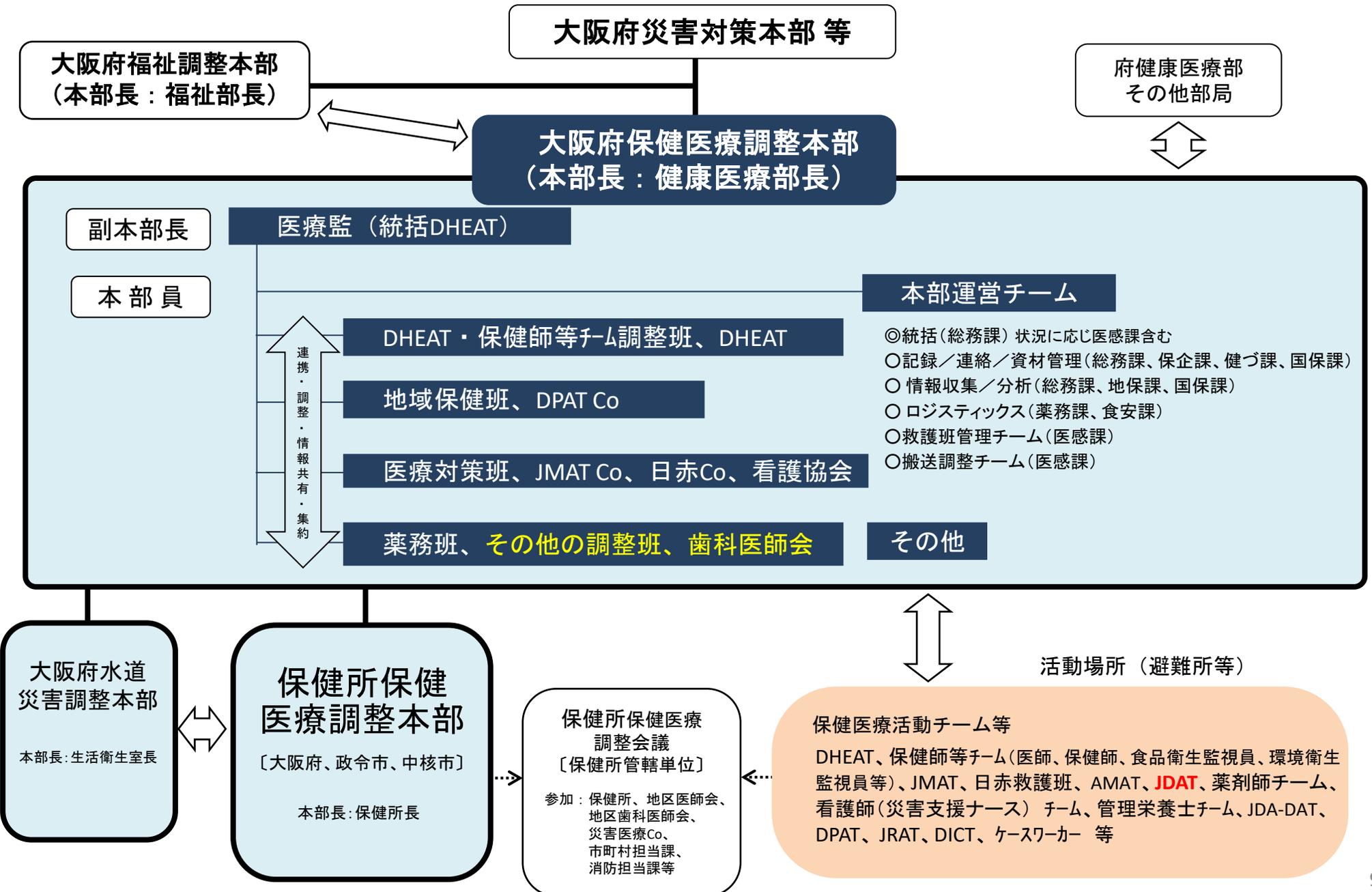
追加



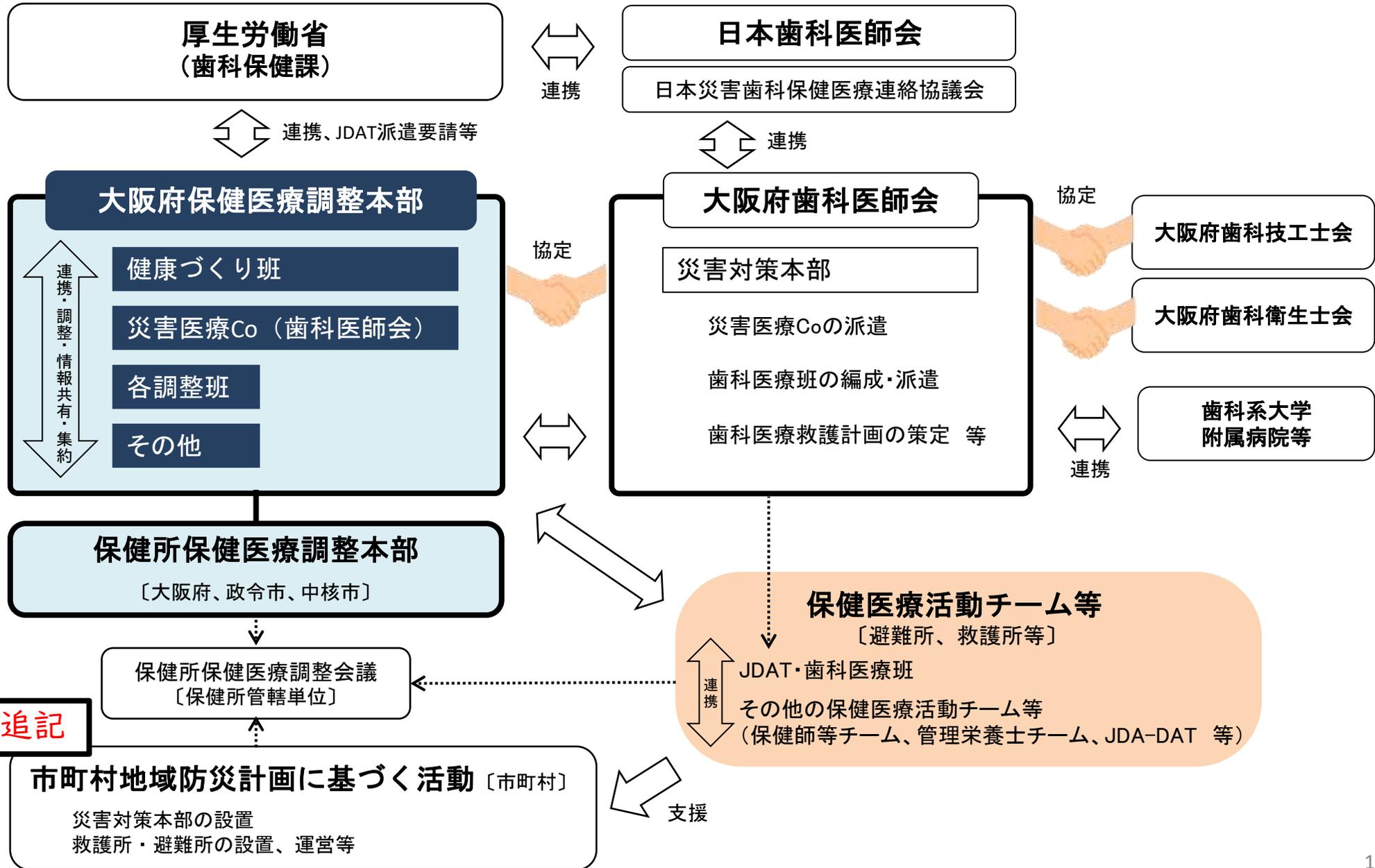
※災害時健康危機管理支援チーム「DHEAT」(Disaster Health Emergency Assistance Team)

(※) (凡例) : 保健医療活動チーム(DMAT, JMAT、日本赤十字社の救護班、国立病院機構の医療班、歯科医師チーム、薬剤師チーム、看護師チーム、保健師チーム、管理栄養士チーム、DPAT等)

大阪府保健医療調整本部 組織図 (発災後1週間～)



災害時の歯科保健医療活動にかかる連携体制(イメージ図)



各フェーズの歯科保健医療活動

	発災後24時間まで	72時間まで	72時間～概ね1週間	概ね1週間～1か月	復旧・復興対策期
	初動体制の確立	緊急対応期	応急対応期	応急対応期	
災害等応急対策実施要領の災害フェーズ	フェーズ1・2	フェーズ3	フェーズ4	フェーズ5・6	
DHEAT活動ハンドブックに準じたフェーズ	フェーズ0	フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3	
状況	ライフライン寸断	ライフライン寸断	避難所対策が中心	ライフライン概ね復旧	仮設住宅
想定される歯科ニーズ	口腔顎顔面外傷への対応、広域搬送	JDAT派遣要請の準備・調整 避難者の口腔衛生状態の悪化 福祉避難所の設置	避難所等のアセスメントの実施 救護所・巡回歯科診療	避難所等における歯科保健活動の継続 地域歯科医療への移行・引継ぎ	中長期的な支援
大阪府 (保健医療調整本部)	保健医療調整本部等の設置 歯科医療機関の被災情報等の収集依頼	保健医療調整本部内に健康づくり班の設置 災害医療Co(歯科医師会)の派遣依頼 JDAT派遣要請検討	JDATの調整 配置計画の検討	JDATの配置計画の見直し JDAT派遣終了時期の検討	
保健所保健医療調整本部	管内の医療機関等の被災状況、医療ニーズに関する情報収集 被災市町村の保健医療活動の把握	管内避難所情報の収集分析 保健医療調整本部への支援要請及び各種調整	管内避難所情報の収集分析 保健医療調整本部への支援要請及び各種調整	情報収集・分析、各種調整 管内市町村における仮設住宅移行への活動計画策定と実施状況の確認、経過に応じた被災者支援の見直し	保健医療活動の終了時期の検討 地域復興に向けた市町村支援
JDAT 歯科医療班	災害対策本部の設置 被災状況等の把握	災害医療Co派遣に向け調整 JDAT派遣に向けた準備 被災状況等の把握	避難所、救護所等での活動 歯科ニーズの集約 被災状況等の把握	避難所等での活動 歯科ニーズの集約 地域歯科医療への引継ぎ	

○ 前回(骨子案)からの修正点について

○ その他の事項について